



RIETI Discussion Paper Series 20-J-022

# 中国における電子商取引分野に関する法規制 —独占禁止法、反不正当竞争法及び電子商取引法を中心に—

川島 富士雄  
神戸大学



Research Institute of Economy, Trade & Industry, IAA

独立行政法人経済産業研究所

<https://www.rieti.go.jp/jp/>

## 中国における電子商取引分野に関する法規制 —独占禁止法、反不正当竞争法及び電子商取引法を中心に—\*

川島 富士雄 (神戸大学) \*\*

### 要 旨

中国においてはアリババが運営する EC モール (タオバオ、T モール) に代表される電子商取引が急拡大しただけでなく、日本以上にスマホ決済が普及したことを受け、配車サービス、シェア自転車、ネット出前等さまざまな IT 関連の新事業が展開されている。現在、そうした新事業者は、資本関係等を通じて、上記の EC モール第 1 位のアリババ (電子決済サービス・アリペイも運営) とテンセント (10 億超のユーザーベースを有するウィーチャット (中国版 LINE) や電子決済サービス・ウィーチャットペイを運営) のいずれかのグループに統合され、2 大 IT コングロマリットが形成されつつある。本稿では、日米欧において GAFA (Google、Apple、Facebook 及び Amazon) に代表される IT 大手事業者に対する独占禁止法・競争法等による法規制が強化されつつある現状と対比しながら、中国における IT 大手事業者に対する法規制、とりわけ独占禁止法、反不正当竞争法及び電子商取引法の規制の動向を、具体的事例を交えながら紹介し、その特徴と限界を明らかにし、かつ海外市場での規制や国際ルール形成に対しどのような示唆が得られるか検討する。

キーワード: 独占禁止法、競争政策、電子商取引、プラットフォーム、中国

JEL classification: L4、O25

RIETI ディスカッション・ペーパーは、専門論文の形式でまとめられた研究成果を公開し、活発な議論を喚起することを目的としています。論文に述べられている見解は執筆者個人の責任で発表するものであり、所属する組織及び (独) 経済産業研究所としての見解を示すものではありません。

\* 本稿は、独立行政法人経済産業研究所 (RIETI) におけるプロジェクト「現代国際通商・投資システムの総合的研究 (第 IV 期)」の成果の一部である。

\*\* 神戸大学大学院法学研究科教授 / E-mail: fkawa@port.kobe-u.ac.jp

## 1. はじめに

2017年の統計によれば、中国における企業から消費者向け（B2C）の電子商取引（EC）市場の規模は11兆1530億ドルで世界最大である。同時に中国は、スマホ決済の普及率の高さを背景に、情報技術（IT）を応用した市場、とりわけ「オンラインからオフライン」（O2O）分野における社会実装の最先端の実験場となっている。同分野では、スマホ決済サービスであるアリペイ（中国名「支付宝」）を擁するアリババ（中国名「阿里巴巴」）、同じくウィーチャットペイ（中国名「微信支付」）を擁するテンセント（中国名「騰訊」）の2グループが、ユニコーン等新興企業の買収・資本提携を急速に進め、いわば「2大帝国」を形成しているだけでなく、これら2グループの関連企業等による各種の競争制限的慣行が蔓延しているとの報道が絶えない<sup>1</sup>。しかし、両グループやそれらの関連企業に対する中国独占禁止法（以下「独禁法」という。）の法執行はほとんど皆無といってよい状況が続いており、消費者の不満は蓄積しているだけでなく、同分野の研究者もその状況に対する批判を強めている。

他方、日米欧においてはいわゆるGAF（Google、Apple、Facebook及びAmazon）に代表されるIT分野における巨大企業に対する独禁法・競争法を含む既存法に基づく法規制だけでなく、新たな法律の導入に向けた立法論も含めた議論が活発化している<sup>2</sup>。同議論においては、いわゆるデジタル・プラットフォーム市場において市場の寡占化・独占化を助長する各種の特徴・要因（間接ネットワーク効果、データの獲得・分析・活用によるスパイラル効果等）が存在することが指摘されており、これらの特徴・要因のもたらす問題は中国においても同様に指摘されている<sup>3</sup>。

以上を背景に本稿では、主に日米欧がGAF規制を進める中で、IT分野の社会実装に関する先進国であり、共通の問題を抱えていると考えられる中国から何らかの教訓を得ることができるのではないかと問題意識の下、中国における同分野における法規制や先端事例・現象を検討する。第1に、同分野における市場の寡占化・独占化を助長する要因等の共通の問題について教訓を得ることに加え、第2に、中国のIT巨大企業が日本を含めた海外市場に進出しつつある中<sup>4</sup>、それらの中国市場における行動パターンから、海外市場における行動を予測し、それに備えるという実務的な意味も見いだせる。さらに第3に、中国において従来活発でなかったIT巨大企業に対する法規制、とりわけ課せられる制裁金額の観点から「本丸」と位置付けられる独禁法の規制が、今後活発化する可能性があるか<sup>5</sup>、第4に、中国を含めた各国の規制動向を総合して、電子商取引分野における国際的なルールの形成に向け、どのような示唆が得られるかも、合わせて検討することとする。

---

<sup>1</sup> 後掲3(2)及び(3)参照。

<sup>2</sup> 例えば、日本においては、公正取引委員会「[デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査\(オンラインモール・アプリストアにおける事業者間取引\)について](#)」(令和元年10月31日)等参照。

<sup>3</sup> 後掲3(1)参照。

<sup>4</sup> 具体例として、中国版Uberである滴滴出行(Didi)のソフトバンク株式会社との合弁会社([Didiモビリティジャパン株式会社](#))を通じた配車プラットフォームサービスは既に日本において事業化され、その[サービス地域](#)を拡大しつつある。

<sup>5</sup> 筆者は、中国独禁法に関する現地調査を進める中で、「アリババやテンセントは独禁法違反にならない」との風説に触れたことがある。

以下、2では、中国独占禁止法の法執行状況を、2018年春に行われた同法の執行機関統合やそれにもなう法執行傾向の変化等を含めて紹介する。3では、電子商取引等に関する法規制の基本的な枠組みと実際の法執行の状況を、独禁法、反不正当竞争法（日本の「不正競争防止法」に相当）及び電子商取引法の3つに分けて検討する。4では、以上の検討をまとめ、今後、中国における電子商取引分野の法規制がどのように発展するのか展望し、かつ海外市場における対応する規制や電子商取引における国際ルールの形成に向け、どのような示唆が得られるか整理する。

## 2. 中国独占禁止法の法執行状況

### (1) 執行機関の統合

2008年8月1日施行の中国独禁法は、従来、企業結合審査を商務部が、非価格独占行為に関する法執行を国家工商行政管理総局（以下「工商総局」という。）が、価格独占行為に関する法執行を国家発展改革委員会（以下「発展改革委」という。）がそれぞれ分担する、きわめて複雑な法執行分担体制をとってきた（図解1の左側）<sup>6</sup>。

2018年3月17日、全国人民代表大会第1次会議で承認された「国務院機構改革方案」は、工商総局等3総局の職責、発展改革委の価格独占行為に関する独禁法執行の職責、商務部の企業結合審査と国務院独占禁止委員会弁公室の職責を統合し、国家市場監督管理総局を新設する等の機構改革を明らかにした<sup>7</sup>。同総局は同22日に国務院により正式に設置が決定され<sup>8</sup>、同年4月10日、正式に発足した。

これにより、工商総局反不正当竞争・独占禁止局（非価格独占行為担当）、発展改革委価格監督検査・独占禁止局（価格独占行為担当）及び商務部独占禁止局（企業結合審査担当）による三当局執行分担体制から、国家市場監督管理総局（英語表記 **State Administration for Market Regulation: SAMR**。以下「市場総局」という。）による法執行統合が実現した（図解1右側参照）。

しかし、独禁法関連の業務が完全に移行するまで時間を要し、例えば、企業結合審査届出受理窓口は、同年5月14日に従来の商務部から市場総局に移行した<sup>9</sup>。また、法執行権限配分の詳細を定める国務院規定（いわゆる「三定規定」）は、7月30日になって施行された<sup>10</sup>。同規定第3条第4号では、同総局は独占禁止の統一法執行の責任を負い、競争政策の実施の統一的に推進し、公平競争審査制度の実施を指導し、法に従い企業結合独占禁止審査を行い、独占合意、市場支配的地位の濫用及び行政独占等の独占禁止法執行業務の責任を負い、国外における独占禁止応訴業務を指導し、国務院独占禁止委員会の日常業務を受け持つ、とされる。同第4条第7号は、これらの業務

<sup>6</sup> 従来の執行分担体制について、川島富士雄「連載講座 中国独占禁止法—法運用と競争政策の行方—第2回 執行体制」公正取引806号（2017）23-31頁。

<sup>7</sup> 「国務院機構改革方案」（2018年3月17日）二（一）。当該法方案の紹介として、公正取引委員会ウェブサイト「海外の動き」ページの[2018年4月の中国関係の記事](#)参照。

<sup>8</sup> 「国務院關於機構設置的通知」国發〔2018〕6号（2018年3月22日）。

<sup>9</sup> 国家市場監督管理総局反壟断局「關於經營者集中反壟断申報事項的通知」（2018年5月8日）。

<sup>10</sup> 「国家市場監督管理総局職能配置、内設機構和人員編成規定」（2018年7月30日施行）。

を担当する内設機構として、独占禁止局（以下「独禁局」という。）を設置している。独禁局内には7つの法執行処（日本の課に相当）が置かれ、そのうち3つが企業結合審査業務、他の4つがそれぞれ独占合意、市場支配的地位の濫用、行政独占及び監察法執行業務を担当する。さらに3つの総合処が置かれ、それぞれ競争政策、独占禁止委員会等の関連業務を担当する<sup>11</sup>。

また、同総局は、市場秩序の監督管理の責任を負い、価格違法行為、不正当竞争等の調査処理を組織指導するとされ（同第3条第5号）、この権限を担当する内設機構として、価格監督検査・反不正当竞争局（以下「価格・反不正当竞争局」という。）も設置している（同第4条第8号）。

なお、中央レベルでの市場総局の新設に対応して、省・直轄市レベルにおいても工商局、物価局等が統合された市場監督管理局が2018年9月下旬以降、順次設置され<sup>12</sup>、2019年初には、すべての省・直轄市レベルでその設置作業を終えている。

図解1 中国独禁法の執行体制の変更



写真1 国家市场监督管理总局本部の様子（2019年3月筆者撮影）



<sup>11</sup> 「“三駕馬車”合一之後—国家反壟斷執法機構設置10個处室」法制網2018年9月25日。

<sup>12</sup> その第1例として、2018年9月29日に設置された海南省市場監督管理局。中共中央弁公庁、國務院弁公庁「海南省機構改革方案」（2018年9月13日）。他に、広東省市場監督管理局「広東省市場監督管理局（知識産権局）關於機構改革有關的事項公告」（2018年10月23日）及び浙江省市場監督管理局「浙江機構改革全面實施 設置省市場監督管理局」（2018年10月23日）。

表 1 市場総局独占禁止局及び価格監督検査・反不正当竞争局の幹部人事

職名	名前	前職
市場総局局長（閣僚クラス）	張茅	前工商総局局長
同総局独占禁止局局長	呉振国	前商務部独占禁止局局長
同副局長	陸万里	前工商総局独占禁止及び反不正当竞争局副局長
同上	楊万山	前国家品質検査監督検疫総局督察内審司副司長
同上	徐楽夫	前商務部独占禁止局副局長
同総局価格監督検査・反不正当竞争局	燕軍	前工商総局同個体私営經濟監督管理司司長
同副局長	陳志江	前发展改革委価格監督検査・独占禁止局副局長
同上	李青	同上
同上	嵇小靈	同上

表 1 に、市場総局独占禁止局及び価格監督検査・反不正当竞争局の発足当時の幹部人事を整理した。第 1 に、張茅前工商総局局長が市場総局局長（当時）に横滑りしているだけでなく、同総局の本拠住所は前工商総局の本拠住所であること等から（写真 1 参照）、市場総局全体が前工商総局を主体体としていることが分かる。第 2 に、両局幹部人事全体を見れば、前商務部独禁局局長及び副局長が、そのまま競争総局独禁局局長及び副局長に、前工商総局独占禁止及び反不正当竞争局副局長が競争総局競争局副局長に、前发展改革委価格監督検査・独占禁止局副局長 3 名が競争総局価格・反不正当竞争局副局長に、それぞれ横滑りしている。そこから、両当局が従来の三法執行当局のスタッフ（商務部 30 名強、发展改革委 30 名強、工商総局 20 名強）をほぼそのまま引き抜き、統合した形で組織されていると推測される。第 3 に、市場総局独禁局内に 10 の処が置かれていることから全体で 50 名程度と推測されるが、そのうち 30 名程度は商務部出身の、残りの 20 名の半数ずつがそれぞれ发展改革委及び工商総局出身のスタッフであると推測される。

市場総局独禁局は、上記の通り企業結合審査を担当していた商務部出身のスタッフのプレゼンスが大きく、従来の企業結合規制実務は、ほぼそのまま継続されると予想される<sup>13</sup>。他方、独占合意及び市場支配的地位の濫用の両規制は、独禁局内の发展改革委及び工商総局出身のスタッフ数ではほぼ均衡していると推測されるが、上記の通り、第 1 に、前工商総局出身の副局長がいる一方で、发展改革委出身の副局長がいないこと、第 2 に、前工商総局局長が市場総局局長にそのまま横滑りする等、市場総局全体が前工商総局を主体体にしており、前工商総局の規制実務の影響が相

<sup>13</sup> 実際に、2018 年 9 月 29 日に改訂・公表された企業結合審査関係の実施規定は、商務部独占禁止局の名義を市場総局独占禁止局に変更しただけで、実質的な変更は行われなかった。国家市場監督管理総局「關於經營者集中申報的指導意見」、同「關於經營者集中申報文件資料的指導意見」、同「經營者集中反壟斷審查弁事指南」、同「關於施行《經營者集中反壟斷審查申報表》的說明」、同「關於經營者集中簡易案件申報的指導意見」、同「關於規範經營者集中案件申報名稱的指導意見」、同「監督受託人委託協議市範文本」（いずれも 2018 年 9 月 29 日修訂）。

対的に大きいと考えられることの2点から、今後、前工商総局型の規制実務に収れんしていくと予測される<sup>14</sup>。

産業政策のグランドデザインを担当する発展改革委や通商・外資政策を担当する商務部から独立した市場総局により法執行が統合されることにより、一見すると、これまでの10年間よりも独立性の高い法執行が期待できるように見える。しかし、企業結合審査を担当するスタッフは、商務部前独占禁止局出身者で占められており、ルールにおいても産業政策当局等の意見の提出を求める規定が残っていることから<sup>15</sup>、企業結合審査についてほぼ従来通りの実務が継続されると見込まれ、独立性に関する改善はほとんど望めない。他方、国務院の中のヒエラルキーの頂点に位置し、中央レベルの国有企業に対する法執行も躊躇しなかったし<sup>16</sup>、大局的な競争政策の観点から法執行を進めていた発展改革委と比べ<sup>17</sup>、今回新設され、法執行権限を統合した市場総局が、どの程度、積極的な法執行を進めることができるか、今後の法運用の実際を注意深く見守る必要がある。

## (2) 法執行状況

2018年の全国市場監督管理部門による独禁法執行状況の統計によると<sup>18</sup>、独占合意及び市場支配的地位の濫用の立件は32件、審査終結は15件である(表2(2018年)①～⑮参照)。中でも、執行機関統合前から重点的に法執行していた医薬原料分野の法執行を展開したことが注目される(表2⑬及び⑮)。他方、企業結合については審査終結が441件で、前年比36%増である。審査終結のうち、条件付承認となった案件は4件である(表3の⑳～㉑)。また、行政独占の案件は、54件で是正・制止を提案しており、医療、交通、建築、公章制作分野が含まれる。

筆者が市場総局ウェブサイトを確認した情報によれば<sup>19</sup>、2019年の独占合意及び市場支配的地位の濫用に関する処分数は12件である。表2(2019年)の①～⑭のように、独占合意に関し11件及び市場支配的地位の濫用に関し3件の処分決定が下されている。他方、表3の⑳～㉑のように企業結合について条件付承認決定が5件、それぞれ下されている<sup>20</sup>。独占合意及び市場支配的地位の濫用の案件では、コンクリート(③、⑦、⑧、⑬)、レンガ(⑥)、レストラン(⑤)、水道(④、⑨)、自動車教習所(⑭)等の地元密着型の事例が目立ち、上記(1)の予想に沿うように旧工商総局型の法執行が展開されている。企業結合の5つの条件付承認決定は、半導体製造設備、船舶向け貨物取扱機器、光学部品、ビタミンD3、自動車用アルミ板と、従来指摘された中国製造2025の対象となっている重点産業での条件付承認例が目立つと同時に、非水平型結合での介入が見られるほか、結合後も独立した経営を継続することを義務付ける条件(いわゆる hold-

<sup>14</sup> 川島富士雄「連載講座 中国独占禁止法—法運用と競争政策の行方—第12回 まとめと今後の課題」公正取引 818号(2018)39頁。

<sup>15</sup> 国家市場監督管理総局「關於經營者集中申報的指導意見」(2018年9月29日修訂)第21条及び同「關於經營者集中申報文件資料的指導意見」第16条(2018年9月29日修訂)。

<sup>16</sup> 中国電信及び中国聯通インターネットブロードバンド相互接続料金差別事件。

<sup>17</sup> 港灣事業者に対する調査。

<sup>18</sup> 「2018年市場監管部門立案調查涉嫌壟斷案件32件」消費者網2018年12月28日。

<sup>19</sup> 国家市場監督管理総局独占禁止局行政処分案件ページ (<http://www.samr.gov.cn/fldj/tzgg/xzcf/>)。

<sup>20</sup> 同上企業結合事件条件付承認/禁止ページ (<http://www.samr.gov.cn/fldj/tzgg/ftjz/>)。

separate) も引き続き多用されている。

表 2 2018～2019 年の法執行状況 (企業結合以外)

以下、2018 年処分
内モンゴル中国農業銀行抱き合わせ販売等事件調査停止 (内モンゴル自治区工商局 2018 年 1 月 8 日決定) →⑨
① 湖北银杏沱港埠股差別待遇事件 (湖北省工商局 2018 年 1 月 9 日決定)
上海医健衛生事務サービスセンター等共同ボイコット事件調査停止 (上海市工商局 2018 年 1 月 22 日決定) →⑦
② 中国石油天然ガス 2 支社再販売価格維持事件、発改弁価監処罰 [2018] 1、2 号 (2018 年 1 月 26 日決定)
③ 山東銀座家居ら家具等小売店 6 社による共同ボイコット事件 (山東省工商局 2018 年 3 月 21 日決定)
④ 山東日照自律委員会市場分割カルテル事件 (山東省工商局 2018 年 5 月 7 日決定)
⑤ 深圳港曳航 4 事業者価格カルテル事件、国市監価監処罰 [2018] 1～4 号 (2018 年 6 月 11 日決定) 証拠記載
⑥ 深圳タリー-2 事業者市場分割及び価格カルテル事件、国市監価監処罰 [2018] 5、6 号 (2018 年 7 月 9 日決定)
⑦ 上海医健衛生事務サービスセンター等共同ボイコット事件調査終了 (上海市工商局 2018 年 7 月 10 日決定)
⑧ 広西欽州火花爆竹 3 事業者市場分割事件 (広西自治区工商局 2018 年 7 月 25 日決定)
⑨ 内モンゴル中国農業銀行抱き合わせ販売等事件調査終了 (内モンゴル自治区工商局 2018 年 8 月 10 日決定)
国電江蘇省電力前払い強制事件調査停止 (江蘇省工商局 2018 年 8 月 23 日決定) → ⑫
⑩ 河南濮陽工程質量検測 3 事業者市場分割事件 (河南省工商局 2018 年 10 月 22 日決定)
湖北聯興民爆器材排他条件付取引事件調査停止 (湖北省工商局 2018 年 11 月 15 日決定)
⑪ 天津港コンテナヤード事業者価格カルテル事件 (天津市發展改革委 2018 年 11 月 16 日決定) リニエンシー
⑫ 国電江蘇省電力前払い強制事件調査終了 (江蘇省市場局 2018 年 12 月 3 日決定) → ⑭
⑬ 氷酢酸 (血液透析濃縮液原料) 価格カルテル事件、国市監処 [2018] 17～19 号 (2018 年 12 月 5 日決定) 没収も
⑭ 湖北聯興民爆器材排他条件付取引事件調査終了 (湖北省市場局 2018 年 12 月 29 日決定)
⑮ 湖南及び河南マレイン酸クロルフェニラミン原料 (皮膚アレルギー薬原料) 高価格設定等事件 (17 条 1 項 1、3、5 号、高価格、拒絶、抱き合わせ)、国市監処 [2018] 21、22 号

(2018年12月30日決定)
以下、2019年処分
① 湖北省咸寧市3社自動車安全技术検測機構価格カルテル事件、鄂市監罰処字〔2019〕1～3号(2019年3月14日) 没収も
② イーストマン(中国)投資管理有限公司排他条件付取引事件(上海市市場監督管理局2019年4月16日決定) 没収なし
海昌隱形眼鏡有限公司上海分公司、上海海麗恩隱形眼鏡光学有限公司再販売価格維持事件調査終了(上海市市場監督管理局2019年4月24日決定)
③ 衢州市コンクリート製造業者数量制限カルテル事件(浙江省市場監督管理局2019年5月8日決定) 没収なし
④ 天津自來水集団有限公司不合理条件附加事件(天津市市場監督管理委員会2019年5月23日決定) 没収なし
⑤ 赤峰市巴林左旗レストラン業共同調達・ボイコット事件(内モン自治区市場監督管理局2019年7月31日決定) 没収なし(違法所得計算不可)
⑥ 重慶市クリンカー煉瓦製造業者共同経営事件(重慶市市場監督管理局2019年8月9日決定) 一部没収・制裁金併課、一部違法所得計算不可で制裁金のみ、一部違法所得没収のみ
⑦ 延安市コンクリート製造業者価格カルテル事件(陝西省市場監督管理局2019年8月9日決定) 没収なし
聯想(北京)再販売価格維持事件調査停止(北京市市場監督管理局2019年9月16日決定)→同調査終了(同局2020年3月3日決定)
⑧ 永濟市コンクリート価格カルテル事件(山西省市場監督管理局2019年9月17日決定) 未遂
⑨ 宿遷正源上水道排他条件付取引事件(江蘇省市場監督管理局2019年10月12日決定) 没収・制裁金併課
⑩ 荷澤市自動車業界協会自動車展示会ボイコット事件(山東省市場監督管理局2019年10月18日決定)
⑪ 張家界市液化石油ガス価格及び市場分割カルテル事件(湖南省市場監督管理局2019年11月22日) 没収なし(違法所得計算不可)
⑫ トヨタ自動車(中国)再販売価格維持事件(江蘇省市場監督管理局2019年12月6日決定) 没収なし
⑬ 杭州市コンクリート利潤プール事件(浙江省市場監督管理局2019年12月23及び2020年1月15日決定) 未遂
⑭ 黔西南州興義市自動車教習所価格カルテル事件(貴州省市場監督管理局2019年12月31日決定) 没収なし

表3 2018～19年の企業結合審査条件付承認 (㉔は商務部時)

㉔ バイエルによるモンント買収 (除草剤、種子等) (18/3/13)	水平／構造
㉕ エシロール・ルクソティカ合併 (眼鏡・サングラス等) (18/7/25)	水平・垂直・混合／行動
㉖ リンデ・プラクスエア合併 (産業用ガス) (18/9/30)	水平／構造+行動
㉗ ユナイテッド・テクノロジーによるロックウェル・コリンズ買収 (航空機部品) (18/11/23)	水平・混合／構造+行動
㉘ KLA テンコールによるオルボテック買収 (半導体製造設備等) (19/2/13)	垂直・混合／行動
㉙ カーゴテックによる TTS グループ一部事業買収 (商船等貨物取扱機器) (19/7/5)	水平／行動
㉚ ツーシックスによるフィニサー買収 (光学部品、波長選択チャンネル) (19/9/18)	水平／行動
㉛ 浙江花園生物高科股份有限公司・ロイヤル DSM 合併企業新設 (ビタミン D3 等) (19/10/16)	水平・垂直／行動
㉜ ノベリスによるアレリス買収 (自動車用アルミ板) (19/12/20)	水平／構造

### (3) 今後の見通し

(2)の法執行状況をまとめ、今後の法執行の方向性を展望すれば次の3点を指摘できる。第1に、法運用の継続性である。(1)で指摘したように、商務部独禁局の幹部及びスタッフがそのまま異動したため企業結合審査実務について継続性が予想されたが、(2)の2018年以降の法執行状況はその予想に沿った傾向を示している。同様に発展改革委・前工商総局のスタッフもほぼそのまま異動したところ、独占合意及び市場支配的地位の濫用に関する2018年の処分決定は医薬品・港湾事件等、発展改革委の法執行との継続性を顕著に示すものがみられた。他方、第2に、旧工商総局型の法運用である。独占合意及び市場支配的地位の濫用に関する2019年の法運用は地元密着型の旧工商総局型の法執行の特徴が色濃く表れており、これも(1)における予想に沿った形となった。第3に、積極的法運用に対する疑問である。産業政策当局から独立した機関に統合されたことで、より積極的法運用を期待するむきもあろうが、逆に中央政府内で力の強い官庁(発改委)から権限が移譲され、実効的運用が維持できるか疑問が残る。とりわけ今後、IT巨大企業に対する法運用が大きな課題となる。

## 3. 電子商取引等に関する規制

### (1) 中国における電子商取引市場の現状

近年、中国ではインターネットを通じた電子商取引が急成長するとともに、スマホ決済等を活用したシェアエコノミービジネスの発展も目覚ましいものがある。こうした市場においては、米国におけるいわゆるGAFA (Google、Apple、Facebook 及び Amazon) による市場支配と比肩する形

で、BAT 又は BATJ による市場支配的状況が発生しつつある。それぞれ百度 (Baidu)、アリババ (Alibaba)、テンセント (Tencent) 及び京東 (Jingdong) である。百度は検索エンジン市場で 80%シェアともいわれ、アリババ及び京東はネット通販市場において 2017 年前期、それぞれ 57%及び 27%のシェアを占める。テンセントは SNS (中国版 LINE のウィーチャット) で 10 億人以上のユーザーベースを保有している (写真 2 参照)。

写真 2 テンセント本社におけるウィーチャットユーザー数の表示



(2018 年 12 月訪問時筆者撮影)

このうち、アリババとテンセントは、それぞれ電子決済サービスであるアリペイ (支付宝=Alipay) とウィーチャットペイ (微信支付=WeChat Pay) も運営しており (2016 年には両社で 660 兆円)、関連市場での企業買収又は出資を積極的に展開することで、ネットビジネス市場の「二大帝国」ともいべき状況を作り出している (表 4 参照)。

毎年 11 月 11 日の「独身の日」セールが有名であるが、特にネット通販の拡大は著しく (個人向けネット通販市場 60 兆円)、中国の有名百貨店等は軒並み不振に追い込まれており、アマゾンエフェクトと並んで「アリババエフェクト」と称されることもある<sup>21</sup>。

表 4 アリババ及びテンセントの関連企業一覧

テンセント系	市場	アリババ系
微信支付 (ウィーチャットペイ)	スマホ決済	支付宝 (アリペイ)
微信 (ウィーチャット)	SNS	—
京東 (JD ドットコム)	ネット通販	淘宝网 (タオバオ)

<sup>21</sup> 「膨張 アリババエフェクト」日本経済新聞 2017 年 11 月 13 日朝刊 1 頁。

唯品会 (Vipshop)		天猫 (T モール)
美团外卖	ネット出前	餓了麼
摩拜單車 (モバイク) (美团單車に改名)	シェア自転車	ofo (オフォ) ハローバイク
美团打車、滴滴出行※	配車アプリ	滴滴出行※

出典：日本経済新聞 2018 年 4 月 5 日朝刊 11 頁等を参考に筆者作成。

※ 滴滴出行には両グループが出資

(2)以降の検討の前提として、以下、アリババ及びテンセントに焦点を当てて、それらの事業戦略及びエコシステムについて概観しておきたい。アリババは浙江省杭州に本拠を置き、インターネット上の通販モール(淘宝网=タオバオ、天猫=T モール)を中心に事業展開し成長してきたが、電子決済サービスアリペイ(支付宝=アリペイ)を投入し、様々なポイント制を活用し、また、同スマホアプリ上に各種サービスを搭載することで、その決済サービスの利便性を高め、ユーザーベース拡大を通じ、網羅的かつ効率的に個人情報収集・分析・活用できるシステムを作り出している。これらの決済システムの利用を通じて得られる情報等を基礎に、利用者の信用情報を正確に把握し、その貸付限度額や金利を設定する芝麻信用(ゴマクレジット)も展開している。他方、テンセントは広東省深圳市に本拠を置き、当初インスタントメッセージサービス QQ を投入し、大きなユーザーベースを獲得したが、これを土台に中国版 LINE であるウィーチャット(微信)を投入し、前述の通り現在 10 億人以上のユーザーベースを誇っている。同ユーザーベースを土台に、アリババ同様、電子決済サービスである微信支付(ウィーチャットペイ)を展開し、同スマホアプリ上に各種サービスを搭載することで、その利便性を高めている。ウィーチャットの大きな特徴は、小プログラム(小程序)サービスを提携会社に提供し、各社が独自にアプリ展開するのに比べ巨大ユーザーベースを容易に活用する可能となる点が大きな利便性となっている。同様のサービスについてはアリババも追随している。

両グループに共通しているのは、決済システムを土台に様々なサービスが提供できるワンストップショップ型のプラットフォーム(「スーパーアプリ」とも呼ばれる)を提供している点<sup>22</sup>、単なる提携を通じてだけでなく、将来有望となる事業を展開しつつある新規ビジネス等とその萌芽段階から積極的に買収し、又は資本参加することで、自陣営のプラットフォームの優位性を高めるよう互いにしのぎを削っている点である。その文脈において競争政策上、重要と考えられるのは、両グループは自転車シェア(テンセント=モバイク(美团單車に名称変更)、アリババ=ofo 等)、配車・ライドシェアサービス(滴滴出行に相乗り)、鉄道・フライト予約等の各種サービス事業者と提携、買収、資本参加等を行っている点である。これらの動きは、電子決済サービス事業者と各種サ

<sup>22</sup> 「多機能『スーパーアプリ』 中国・東南アジア勢が先行」日本経済新聞 2019 年 12 月 10 日朝刊 17 頁。日本において類似の動きとして、例えば、ペイペイのアプリ上にディディ(滴滴出行の日本における合弁会社によるタクシー配車サービス。前掲注(4)参照)のミニアプリが搭載された点を挙げることができる。「ペイペイ、アプリ上で配車可能に」日本経済新聞 2019 年 11 月 29 日朝刊 17 頁。

一ビスの間の垂直型企業結合としての側面だけでなく、各種サービスを統合する形の混合型企業結合としての側面を有する。垂直的企業結合としての側面では、主に電子決済サービス市場における競争に及ぼす影響を及ぼすか（競争者が代替的なサービスと連携することができず、同市場から排除されるか）という観点、独禁法・競争法上の企業結合審査において重要となる。他方、混合型企業結合としての側面では、これら統合が特に長中短距離の各種移動サービスの検索・予約・決済をカバーする一種の MaaS（Mobility as a Service）を経営・提供する動きとみることができる点が注目される。その観点では、競争者が代替的 MaaS 構成サービスを見出すことができず、同市場から排除されるかどうか競争政策上、とりわけ独禁法・競争法上の企業結合審査において重要な判断基準となろう。一見、電子決済サービス事業者による垂直的な出資・買収に過ぎないが、電子決済を軸に混合型結合を展開し、MaaS 市場でのサービス充実競争に打ち勝つための戦略的統合としても理解する必要がある。

これら両グループの事業戦略やエコシステム展開は、日欧米で展開されつつある GAF A に代表される IT 巨大企業に対する規制について議論するに当たって、十分に考慮するに値する。例えば、2019 年 5 月に欧州委員会が公表した報告書「デジタル時代の競争政策」は<sup>23</sup>、プラットフォーム事業者のエコシステム間競争に着目する必要性を説いているが、ここでいうエコシステムが指しているのか具体性に乏しく、理解しにくい内容となっている。上記の中国の状況を参照することで、より競争政策上の課題を具体的に把握することが可能となるとの利点が指摘できる。

また、日本市場に目を転じれば、2019 年 11 月、ヤフー・LINE 統合計画が公表されたことを受け、当該統合計画を独禁法上、いかに審査すべきか<sup>24</sup>、とりわけヤフー傘下のペイペイと LINE ペイという 2 つの有力スマホ決済サービスが統合されることの是非が重要な争点となっている<sup>25</sup>。上記のような中国市場における動向やそれを土台とした分析も考慮に入れた慎重な判断が求められる。

## (2) 独禁法による規制例

(1)で概観したネットビジネスや IT 巨大事業者に関する独禁法による規制は、中国において従来あまり活発に行われていない。ここでは若干古いものも含め、①市場支配的地位の濫用事例、②企業結合に分け、いくつかの事例を紹介する。

### ① 市場支配的地位の濫用事例

#### ア) 百度封殺事件・北京高級人民法院判決（2010 年）

本件の原告である唐山人人信息服务有限公司は医薬品情報等を掲載するウェブサイトを運営しているところ、従来、百度の競価排名サービス（料金を払うことで、検索結果リストの順位を上げる

<sup>23</sup> [European Commission Report, Competition Policy for the Digital Era, 2019.](#)

<sup>24</sup> 「公取委『海外市場 審査に勘案』ヤフー・LINE 統合念頭に」日本経済新聞 2019 年 11 月 21 日朝刊 5 頁。

<sup>25</sup> [「ヤフーと LINE 統合、独禁法の壁は？」](#) 日本経済新聞電子版 2019 年 11 月 17 日。

サービス)を受けていたが、同サービスを停止することとした直後、百度の検索ページに原告サイトがまったく表示されなくなった(封殺)。原告は、2008年12月25日、百度の封殺行為が独禁法に違反すると主張して、北京百度网讯科技有限公司に対し民事訴訟を提起し、110.6万円の損害賠償等を請求した。

原審である北京市第一中级人民法院(2008年12月18日判決)は、①検索エンジンと他のインターネット応用サービス(ネットニュース、Eメール、ネット金融サービス等)とは代替関係にないこと、②無料サービスでも検索エンジンサービス市場を画定できることを確認したが、③第1に、原告提出のメディア情報の市場シェアの依拠する関連市場の範囲が、本件で定義された関連市場の範囲と一致するかどうか確定できない、第2に、いずれの情報も市場シェアの具体的計算方法や基礎的データを提供しておらず、科学的、客観的分析に基づくとは確信できない、との理由で、原告による市場支配的地位の証明が不十分である等として、請求を棄却した。2009年12月30日、これを不服として原告は北京市高级人民法院に対し上訴したが、同高级人民法院(2010年7月9日判決)は上訴を棄却し、原告敗訴が確定した<sup>26</sup>。

#### イ) 奇虎対テンセント事件(3Q大戦) 最高人民法院判決(2014年)<sup>27</sup>

セキュリティソフト「360安全衛士」を擁する北京奇虎(以下「奇虎」という。)とインスタントメッセージ(以下「IM」という。)ソフト「QQ」を擁する騰訊科技(テンセント)は、ユーザーにソフトウェアを無償で提供し、インターネット広告等で収益を上げるビジネスモデルを採用している。両者間の訴訟合戦(いわゆる「3Q大戦」)は、テンセントが奇虎を訴えた反不正当竞争法違反に関する民事訴訟2件と奇虎がテンセントを訴えた独禁法違反に関する民事訴訟1件の計3つの訴訟から構成される。

このうち反不正当竞争法訴訟2件では、原告テンセント側の勝訴が確定したところ、独禁法訴訟では、2013年3月20日、広東省高级人民法院が原告敗訴の判決を下したことを原告が不服として<sup>28</sup>、最高人民法院に上訴した。2014年10月8日、最高人民法院は同上訴を斥け、原審判決を維持した。

同訴訟に至る経緯は次の通りである。2010年9月、奇虎が「QQがユーザーのハードディスクをバックグラウンドでスキャンし、プライバシーを侵害している」として、QQを対象としたセキュリティツールの提供を開始した。同10月27日、テンセントは、自社のサイト上で奇虎の行為を断固として拒否する等との声明を発表した。翌々日の29日、奇虎はQQのスキャン等を制限するソ

<sup>26</sup> 北京市高级人民法院民事判決書(2010)高民終字第489号。本件の紹介として、溝内伸治郎「中国事例百選(177) 市場における支配的地位の濫用が争われた事案」国際商事法務39巻11号(2011)1661頁。

<sup>27</sup> 中華人民共和国最高人民法院民事判決書(2013)民三終字第4号(2014年10月16日)。本判決の紹介として、藤本豪・時蕭楠「中国独占禁止法上の市場支配的地位濫用に関する最高人民法院判決」国際商事法務43巻2号(2015)252-259頁及び鄭双石・林秀弥「奇虎360対テンセント中国独占禁止法訴訟・最高人民法院判決について：市場画定と市場支配的地位の判断を中心に」国際商事法務43巻3号(2015)354-362頁。

<sup>28</sup> 同第一審判決については、鄭双石・林秀弥「中国競争法における双方向市場(two-sided market)の画定—奇虎360対テンセント事件を中心に—」総務省情報通信政策研究所・情報通信政策レビュー9号(2014)144-177頁参照。

ソフトウェア「コウコウボディガード」を発表し、逆に11月3日、テンセントは360のソフトウェアを搭載するパソコン等でQQの利用を停止する措置を採用した。奇虎は、テンセントによる上記の360とQQの二者択一を迫る行為及びQQとQQ医生（セキュリティソフト）のセット行為が、それぞれ排他条件付取引（独禁法第17条第1項第4号）及び抱き合わせ（同第5号）に該当し、市場支配的地位を濫用し、独占禁止法に違反したと主張して、テンセントに対し1億5000万円の損害賠償を求めた。

主な争点は、1) 関連市場の画定、2) 市場支配的地位の有無、及び3) 濫用の有無である。まず、1) の関連市場については、奇虎が中国大陸における総合型IMソフト及び同サービスとしてのに対し、テンセントは上記に加え、単機能型IMソフト、ソーシャルネットワーキングサービス（以下「SNS」という。）、電話・携帯・ショートメッセージサービス（以下「SMS」という。）、電子メール、さらにインターネット・アプリケーション・プラットフォーム（以下「IAP」という。）全体も含めたより広い商品市場と世界全体の地理的市場を主張した。第一審である広東省高級人民法院は、総合型IMソフト、単機能型IMソフト、SNSまで含めた市場を画定したが、電話・携帯・SMS、電子メールといった伝統的なコミュニケーションツールは市場に含まれないとした。他方、地理的市場についてはテンセントの主張を入れ、世界市場を画定した。

最高人民法院は、商品市場について、商品特性、用途、品質、入手困難性等の要素に基づき、主として需要者の観点からの代替性分析を行い、統合型IMソフトと非統合型IMソフトが同一市場にあるとした。これに対し、第一審で関連市場に含められたSNSは、オープンなコミュニケーションに適するのに対し、IMソフトはユーザー相互間のプライベートなコミュニケーションに適しており用途が異なっているとして、関連市場に含めなかった。IAPについては、広告主はプラットフォームのサービス内容の差異には関心がなく、広告の効果を重視するため、異なるプラットフォーム間に代替性があると言えるが、ユーザーの観点からは異なるプラットフォーム間に代替性が認められないとして、関連市場に含めなかった。他方、地理的市場については、中国付加価値電気通信市場への参入については中国政府当局の承認を要するため、短期間で参入し、中国事業者に対する競争上の牽制力を有する程度に発展することは難しいとして、中国大陸市場を画定した。

2) の市場支配的地位については、独禁法第17条第2項に定義が、同第18条にその考慮要素がそれぞれ規定され、第19条には市場シェアに基づく推定ルール（1社で50%超等）が規定されているが、反証があれば、当該推定を覆すことができる。以上から、最高人民法院は、市場支配的地位を認定するためには、様々な要因を総合的に考慮する必要がある、市場参入が比較的容易である場合や市場外の商品の競争上の牽制力が比較的強い場合は、高市場シェアだけで市場支配的地位を推断することはできないとの考えを示した。とりわけインターネット分野における競争は高度に動態的な特徴を有しており、関連市場の境界が伝統的な分野と比べ明瞭でないため、市場シェアの持つ重要性が低下しているとも説示した。

ユーザーの有効使用可能時間、使用頻度等から、テンセントがIMソフト市場において、80%超の市場シェアを有すると判断した（第18条第1号）。しかし、第1に、中国におけるIMソフト市場においては、数多くのIMソフトが存在し、性能の安定性が改善し、ユーザー規模も増加しつつ

ある。また、IM ソフト市場では技術革新競争と動的競争が顕著な特徴である（第 18 条第 1 号の関連市場の競争状況）。第 2 に、テンセントは IM ソフトの品質を低下する形で市場をコントロールする力を有しない（同条第 2 号）。第 3 に、IM ソフトは技術やコスト等に対する要求が低く、技術及び資金力は大きな影響を与えない（同条第 3 号）。第 4 に、その他の事業者のテンセントに対する依存度は高くない（同条第 4 号）。第 5 に、参入の難易度（同条第 5 号）について、市場シェアが低いということは、競争上の牽制力が弱いことを意味せず、迅速に市場に参入することができれば、既存事業者に有効な競争的牽制力を与えることができる。テンセントが高い市場シェアを有している期間に、多くの事業者が短期間のうちに十分な規模にまで達した事実もあり、参入は容易である。以上の理由から、最高人民法院は、テンセントが市場支配的地位を有しないとの原審認定を支持した。

3) の濫用行為について、最高人民法院は、テンセントの二者択一行為は 1 日行われただけであり、そのセキュリティソフト市場における競争に与える影響はわずかであり、同競争をあからさまに排除し、又は制限するものではない。また、抱き合わせ行為が IM ソフト市場における優勢な地位をセキュリティソフト市場に拡張したことを示す証拠はないし、一体的に提供することに一定の合理性が認められるとして、いずれも濫用に当たらないと判示した。

本件最高人民法院判決は、上記では示さなかったが、両面市場（two-sided market）における市場画定の問題、とりわけ無料市場ではいわゆる SSNIP テストの使用が不適切であるため<sup>29</sup>、SSNDQ テストを使用する可能性に触れるなど<sup>30</sup>、インターネット分野の市場に関する競争法上の最先端の論点を扱っている。さらに、上記で示したように、市場支配的地位の認定に関し、インターネット分野の市場が動的であり、市場シェアの重要性が低下するとの一般論を提示したのみならず、本件事実に対する具体的適用においても、テンセントが IM ソフト市場で 80% 超のシェアを保有することを認定しつつも、同市場に競争ソフトが多数存在すること、技術革新競争と動的競争の特徴を有すること、新規参入が容易であり、有効な競争上の牽制力となること等からテンセントが市場支配的地位にないとの結論を下している。

これら最高人民法院の示した考え方は、インターネット分野の市場における市場支配的地位の認定のための立証基準を相当程度厳しく設定するものであり、同市場における独禁法の行政上の法運用及び関連民事訴訟に対し大きな影響を与えるものと予想される<sup>31</sup>。

---

<sup>29</sup> SSNIP テストとは、暫定的に画定した市場の仮想的独占者が小幅であるが実質的かつ一時的でない価格引上げ（small but significant and non-transitory increase in price）を行うインセンティブを持つかどうかに基づいて市場画定を行う手法である。

<sup>30</sup> SSNDQ テストとは、暫定的に画定した仮想的独占者が小幅であるが実質的かつ一時的でない品質の引下げ（small but significant and non-transitory decrease in quality）を行うインセンティブを持つかどうかに基づいて市場画定を行う手法である。

<sup>31</sup> テンセントに関するより最近の民事訴訟として、テンセントウィーチャット公式アカウント封殺事件・深圳市中級人民法院判決がある。同事件では市場シェアのデータが不明確である、正当な理由がある等の理由で原告の請求が棄却されている。[「26 個微信公眾号被封后訴騰訊壟斷，法院駁回称封禁有正当理由」南方都市报 2018 年 9 月 6 日。](#)

ウ) 京東対アリババ排他条件付取引（二選一）独禁民事訴訟事件（2015年～）<sup>32</sup>等

2015年、アリババに次ぎネットモールを展開する第2位事業者である京東がアリババグループでTモールを展開する天猫社らに対し、損害賠償等を請求する民事訴訟を提起した。京東は、天猫社らが自サイトにだけ出店することを義務付け、競争サイトに出店することを禁ずる「二選一」（二者択一）条項を契約に盛り込んでいる等と主張している。同紛争は、2019年10月に管轄権紛争が決着し、現在、北京市高級人民法院において本案審理が進められている。

同様の「二選一」問題を背景にした独禁民事訴訟として、2019年、格蘭仕・アリババ（二選一による業界3位の拼多多的排除）民事訴訟もある<sup>33</sup>。イ)の最高人民法院判決等の影響もあり、独禁法執行機関がネットやIT関連市場に蔓延している排他条件付取引に対し、機動的に規制できていないことが、こうした民事訴訟が展開した背景にあると考えられる。

こうした二選一問題に対しては、2019年11月5日、杭州で開催された「ネットワークビジネス規範行政指導座談会」（京東、快手、美团、拼多多、蘇寧、アリババ、雲集、唯品会、1藥網等、20社の電子商取引ネットワーク企業が参加）において、市場総局ネットワーク取引監督管理司司長の梁艾福が、「インターネット分野の『二選一』、排他条件的取引は電子商取引法で明確に禁止されている行為であり、独禁法、反不正競争法にも違反する。市場総局は各方面から強い意見の出ている『二選一』に対し、法に従って独禁調査を展開しようとしている（原文 国家市场监督管理总局将对各方反映强烈的“二选一”依法开展反垄断调查）」と発言したと報道されている<sup>34</sup>。しかし、その後、具体的な独禁法調査の動きは報道されていない。

#### エ) 関連実施規定

2019年1月公表の「市場支配的地位の濫用禁止規定（意見募集稿）」第7条第6号第1文（事業者の市場支配的地位の認定に関連するその他の要素）は、「インターネット等新経済業態の事業者の市場支配的地位の認定は、本条第1項の要素に依拠する際、さらに関連業界の競争上の特徴、事業モデル、ネットワーク効果、技術特性、市場イノベーション、関連データの掌握状況及び事業者の関連する市場（注 原文は「关联市场」。通常、日本における「関連市場」は「相关市场」と表現され、本号では異なる表現が使われている）における市場力等を考慮しなければならない。」と規定した<sup>35</sup>。特に、事業モデル（多面市場での無料ビジネスモデルを含むと考えられる）、ネットワーク効果、関連データの掌握状況等を考慮要因として挙げている点が注目された。

同意見募集項に対する意見を受け制定された「市場支配的地位の濫用禁止暫定規定」（2019年6月26日制定、同年9月1日施行）第11条は、「...インターネット等新経済業態の事業者の市場支

<sup>32</sup> 「京東告天猫“二選一”案有新進展，阿里王帥：腿好總被蚊子咬」 澎湃新聞 2019年10月14日。

<sup>33</sup> 「国家市監總局網監司司長：將對“二選一”依法開展反壟斷調查」 澎湃新聞 2019年11月5日。

<sup>34</sup> 同上。

<sup>35</sup> 国家市場監督管理總局弁公庁「市場監管總局關於《禁止濫用市場支配地位行為的規定（徵求意見稿）》公開徵求意見的公告」（2019年02月16日）。原文は次の通り。認定互联网等新经济业态经营者具有市场支配地位，在依据本条第一款因素时还应当考虑相关行业竞争特点、经营模式、网络效应、技术特性、市场创新、掌握相关数据情况及经营者在关联市场的市场力量等。

配的地位の認定は、関連業界の競争上の特徴、事業モデル、ユーザーベース、ネットワーク効果、ロックイン効果、技術特性、市場イノベーション、関連データを掌握及び処理する能力及び事業者の関連する市場における市場力等を考慮することができる。」(太字は原案からの追加・修正部分)と規定した<sup>36</sup>。

意見募集稿と制定版を比較すると考慮要因にユーザーベース、ロックイン効果、関連データの(掌握だけでなく)処理能力がそれぞれ追加されており、意見募集等を通じて、インターネット分野での市場支配的地位の認定方法に関する議論が一層深まったことが見て取れる。その一方で、意見募集稿では、これらの要因の考慮が義務付けられていたのに対し、制定版では同考慮が「できる」とだけ規定されており、若干の後退が見られる。これらの考慮要因のほとんどはインターネット分野での事業者の市場支配的地位の認定を容易にするものである(ユーザーベース、ネットワーク効果、ロックイン効果、データ掌握・処理能力等)ように見受けられるが、こうした規定の導入の結果、上記ウ)で予告されたようなインターネット分野での法執行が実際に活発化するのかが注目に値する。

#### オ) 法改正案

2020年1月2日、市場総局は2008年8月法施行以来初めてとなる独禁法改正案を公表し、意見募集を開始した(意見募集期限同年1月31日)<sup>37</sup>。同草案第21条第2項には、上記エ)で紹介した暫定規定に導入されたインターネット分野の事業者の市場支配的地位認定に当たっての考慮要因規定とほぼ同じ考慮要因(ネットワーク効果、規模の経済、ロックイン効果、関連データを掌握し及び処理する能力)を列挙する規定が新設された<sup>38</sup>。暫定規定との違いとして、ユーザーベースが削除された点、考慮できる規定から(意見募集稿段階の)義務付け規定とされている点を指摘できる。このような変更がどのような意図・背景の下でなされたのか不明であるし、法改正案の意見募集稿に過ぎないため、現段階での詳細な分析に適さないが、上記エ)の暫定規定と同じく、その制定の成否と今後の法運用への影響の有無が注目される。

#### ②企業結合

##### 【滴滴出行・ウーバー買収】

中国のタクシー配車アプリ及びライドシェアサービス市場においては、2015年2月、滴滴打車及び快的打車が合併し、2016年8月には滴滴打車が米国ウーバーの中国事業を買収する(同買収後に滴滴出行社名変更)等集中が急速に進んだ。しかしながら、これらの企業結合は、いずれも独

<sup>36</sup> 国家市場監督管理総局「[禁止濫用市場支配地位行為暫行規定](#)」(国家市場監督管理総局令第11号)(2019年6月26日公布、2019年9月1日施行)。原文は次の通り。「根据反垄法第十八条和本规定第六条至第十条规定认定互联网等新业态经营者具有市场支配地位，可以考虑相关行业竞争特点、经营模式、**用户数量**、网络效应、**锁定效应**、技术特性、市场创新、**掌握和处理相关数据的能力**及经营者<sup>36</sup>在关联市场的市场力量等因素。」(強調は筆者)。

<sup>37</sup> 国家市場監督管理総局「[市場監管總局就《<反壟斷法>修訂草案（公開徵求意見稿）》公開徵求意見的公告](#)」(2020年1月2日)。

<sup>38</sup> 同草案第21条第2項の原文は以下の通り。認定互联网领域经营者具有市场支配地位还应当考虑网络效应、规模经济、锁定效应、掌握和处理相关数据的能力等因素。

禁法上の届出が行われぬまま実施された<sup>39</sup>。後者の買収後には市場シェアは9割以上に達し、サービス料金が3割上昇したとも言われており、消費者や研究者からも独禁法の厳格な適用により弊害を除去すべきであるとの批判を惹起した<sup>40</sup>。本件が未届出で実施されているとの通報もあり、2016年9月2日、商務部は定例記者会見において未届出で実施された滴滴ウーバー買収について事後的な調査を進めている旨明らかにしたが<sup>41</sup>、同調査は現在も継続中で結論はいまだに出ていない<sup>42</sup>。その一方で、黄文得（ドライバー）により滴滴出行独禁法違反民事訴訟等が提起されている<sup>43</sup>。

本件の経緯は、無料サービスの多用されるインターネット分野における企業結合審査について、売上高基準に基づいて届出を義務付ける制度の不適切さを浮き彫りにするものである。同分野においては、企業結合当事者の売上高でなくむしろ企業結合の取引額を基準とすべきとの考え方はすでに多くの国で賛同を得ており、例えば、2017年のドイツ競争制限禁止法改正、2018年の韓国公正取引法改正案、さらには日本公正取引委員会の「企業結合審査の手続に関する対応方針」2019年10月4日改定案（同年12月17日制定）等で<sup>44</sup>、この考え方に沿った動きが見られる。

### (3) 反不正当竞争法改正（2017年）

(2)①イ)で紹介のように、80%以上の市場シェアがあることを認定しながら、ネットビジネス市場における技術革新の動態性と市場参入の容易さを重視して、市場支配的地位にないと判断したテンセント事件最高人民法院判決を受け、ネットビジネス市場における独禁法規制が困難となることが予想された。また、(2)②のように、本市場では無料サービス又は仲介手数料のみが収入で、少なくともビジネス立ち上げ段階では、売上高が必ずしも大きくないという特徴があるため、企業結合の届出基準を満たさない等の問題も見られる。

そうした独禁法規制の間隙を埋めるように、反不正当竞争法改正に関する2017年2月草案第14条は、以下のように技術手段を利用して、インターネット分野において顧客選択に影響を及ぼす行為に従事することを禁ずる規定案を設けた<sup>45</sup>。

<sup>39</sup> 本件以外にもアリババ等による各種買収が未届出であるとされるが、これは売上高基準の不適切に加え、Variable Interests Entity (VIE) の枠組みを活用した企業統合が頻繁に用いられていることも大きな背景となっている。

<sup>40</sup> 「滴滴收購優步中国構成壟斷？專家呼吁商務部介入」中国青年報2018年8月5日。

<sup>41</sup> 「商務部召开例行新聞發布會」(2016年9月2日)。

<sup>42</sup> 「国新办举行《反壟斷法》实施十周年新聞發布會」(2018年11月16日)。独禁法施行10周年の記者会見で、本件調査に関する記者の質問に対し、吳振国市場総局独禁局長は、新業態であり伝統産業と異なり市場競争が複雑であるため、インターネット競争のルールと特徴を研究し、本件取引の市場競争及び業界発展に与える影響について全面的に調査及び評価しているところであると回答している。

<sup>43</sup> 「最高法院滴滴出行涉嫌壟斷案件庭審程序、舉証及辯護評述」大成反壟斷团体反壟斷實務評論2019年10月10日。

<sup>44</sup> 同指針の改定案については、次を参照。<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/oct/191004kaisei.html>  
同指針の最終制定版については、次を参照。

[https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217\\_kiketu.html](https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2019/dec/191217_kiketu.html)

<sup>45</sup> 同条の中国語原文は次の通り。第十四条 经营者不得利用技术手段在互联网领域从事下列影响用户选择、干扰其他经营者正常经营的行为:

(一)未经同意,在其他经营者合法提供的网络产品或者服务中插入链接,强制进行目标跳转;

第14条 事業者は、技術手段を利用し、インターネット分野において、次の各号に掲げるユーザーの選択に影響を与え、他の事業者の正常な経営を妨害する行為を実施してはならない。

- (一) 同意を得ずに、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又は役務にリンクを挿入し、強制的にターゲットジャンプさせること。
- (二) 他人が合法的に提供するインターネット商品又は役務を修正し、閉鎖し、又はアンインストールするようユーザーを誤導し、欺罔し、又は強制すること。
- (三) 他人が合法的に提供するインターネット商品又は役務の正常な動作を妨害し、又は破壊すること。
- (四) 他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又は役務に対して、悪意で非互換を実施すること。

このうち、特に第2号は(2)①イ)のテンセント事件を意識していることは、明らかであろう。同条を受け、2017年9月草案第12条は、次のように規定している<sup>46</sup>。

第12条 事業者は、インターネットを利用して生産事業活動に従事する場合は、本法の各項の規定を順守しなければならない。

2 事業者は、技術手段を利用し、ユーザーの選択に影響を与える、又はその他の方式を通じて、次の各号に掲げる他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又はサービスの正常な動作を妨害し、又は破壊する行為に従事してはならない。

- (一) 他の事業者の同意を得ずに、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又は役務にリンクを挿入し、強制的にターゲットジャンプさせること。
- (二) 他人が合法的に提供するインターネット商品又は役務を修正し、閉鎖し、又はアンインストールするようユーザーを誤導し、欺罔し、又は強制すること。
- (三) 他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又は役務に対して、悪意で非互換を実施すること。
- (四) その他、他の事業者が合法的に提供するインターネット商品又は役務の正常な動作を妨害し、又は破壊する行為<sup>47</sup>。

---

(二) 误导、欺骗、强迫用户修改、关闭、卸载他人合法提供的网络产品或者服务；

(三) 干扰或者破坏他人合法提供的网络产品或者服务的正常运行；

(四) 恶意对其他经营者合法提供的网络产品或者服务实施不兼容。

<sup>46</sup> 同条の中国語原文は次の通り。第十二条 经营者利用网络从事生产经营活动,应当遵守本法的各项规定。

经营者不得利用技术手段,通过影响用户选择或者其他方式,从事下列妨碍、破坏其他经营者合法提供的网络产品或者服务正常运行的行为:

(一) 未经其他经营者同意,在其合法提供的网络产品或者服务中,插入链接、强制进行目标跳转;

(二) 误导、欺骗、强迫用户修改、关闭、卸载他人合法提供的网络产品或者服务;

(三) 恶意对其他经营者合法提供的网络产品或者服务实施不兼容;

(四) 其他妨碍、破坏其他经营者合法提供的网络产品或者服务正常运行的行为。

<sup>47</sup> インターネット技術とビジネスモデルの発展変化が急速であるため、出現する可能性のある不正競争行為を列

最終的な改正法第 12 条は、上記の 2017 年 9 月草案第 12 条と同一である。同条に対応する法律責任の規定である第 24 条は、事業者が同条に違反した場合、「監督検査部門により違法行為の停止を命じ、10 万元以上、50 万元以下の行政制裁金に処す。情状が嚴重である場合は、50 万元以上 300 万元以下の行政制裁金に処す」と規定している。

2018 年 1 月 1 日の同法施行以降、実際に第 12 条が適用された事例は 1 件のみとされる（ネット出前代理商技術的妨害事件）<sup>48</sup>。本件では、2018 年 4 月より苦情が寄せられていたことから、浙江省海塩県市場监督管理局が調査した結果、ある著名ネット出前サービス（下記のシェアからおそらく美团外卖と推測される）の代理商である嘉興市洞洞拐網絡科技有限公司が、同 4 月、本部から海塩地区での市場シェアが 2018 年 2 月の 62.83%から同 3 月では 61.66%まで下がったとの連絡を受け、契約事業者（レストラン等）に対し、電話、ウィーチャット等を使って、競争業者である「閃電小哥」サービスを使用しないよう要求し、さもなければ、自らのサービスを一時停止すると通告した。正当な理由がないと、契約事業者向けサービスを停止することは、本部の許可が得られないため、「閃電小哥」サービスの使用を停止しない契約事業者に対し、同社は管理ソフトのデータを書き換えて、ネット出前サービスの配送範囲をもともと半径 2.5 km から 3 km のところ、半径 0.2 km から 1.5 km に縮小し、「閃電小哥」サービス使用の停止を迫り、停止後に初めて元に戻す措置を取った。この期間、関係事業者の受注量は顕著に減少し、「閃電小哥」サービスを使用する事業者の数も顕著に減少した。

浙江省海塩県市場监督管理局は、本件行為が反不正競争法第 12 条第 2 項第 2 号の規定に違反するとして、違法行為の停止を命ずるとともに、20 万元の行政制裁金に処した（2018 年 7 月 6 日）。同局により同様の行為で同じく 20 万元の制裁金に処された事業者がもう 1 社存在する。

本件は、同改正法施行前であれば、独禁法第 17 条第 1 項第 4 号（正当な理由がないに、取引相手が自己又は自己の指定した事業者としか取引が行えないように限定すること）違反として処理が検討される事案であると考えられるが、インターネット事業者が、管理ソフトの書き替えという「技術手段を使用」して、ユーザーのサービス選択に影響を与えた事案であったため、同改正法の適用対象となった。今後、市場支配的地位の立証が困難又は煩雑であると認識される可能性の高い、地方レベルの同様の事案で、改正法第 12 条が活発に適用されることを予感させるものであつ

---

挙しつくすことは難しいとして、第 4 号のキャッチオール規定の追加が提案されたとされる。「[全国人民代表大会法律委员会關於《中華人民共和國反不正競争法（修訂草案）》修改情况的匯報](#)」中国人大網（2017 年 8 月 28 日）

（五、修订草案第十四条对利用技术手段在互联网领域从事的不正当竞争行为作了列举规定。有些常委会组成人员和地方、部门、企业提出，互联网技术及商业模式发展变化很快，很难将可能出现的不正当竞争行为列举穷尽，建议增加概括规定和兜底条款。法律委员会经研究认为，互联网领域的不正当竞争行为，一部分属于传统不正当竞争行为在互联网领域的延伸，对此应适用本法其他相关规定进行规制；一部分属于互联网领域特有的、利用技术手段进行的不正当竞争行为，对此可通过概括加列举的形式作出规制，并增加兜底条款，以适应实践发展的需要。据此，建议对修订草案的上述规定作以下修改：一是明确规定，经营者利用网络从事生产经营活动，应当遵守本法各项规定；二是针对互联网领域特有的不正当竞争行为作出概括性规定：经营者不得利用技术手段，通过影响用户选择或者其他方式，从事妨碍、破坏其他经营者合法提供的网络产品或者服务正常运行的行为；三是增加一项兜底条款。）（下線は筆者）。

<sup>48</sup> 曹繼斌「電商平台經銷商強迫商家“二選一”被罰 浙江海塩棄結首例利用網絡技術手段妨碍競争案」中国工商報網（2018 年 9 月 27 日）。

た。同時に、プラットフォーム事業者が双方向の間接ネットワーク効果を強く意識して<sup>49</sup>、わずかな市場シェアの減少にも極めて敏感となっている実態も示す具体例としても興味深い。

これ以外にも美团外卖と饿了麼の間での二選一をめぐる多数の紛争が報道されている<sup>50</sup>。この中でも、美团外卖が処罰された事例（25 万元の制裁金）は注目に値する。同事例では、美团外卖による二選一行為が、反不正当竞争法第 12 条第 2 項第 2 号違反であると認定され、違法行為停止を命じられ、25 万元の行政制裁金が課された（2019 年 3 月 20 日決定）。ここで行われた行為は、競争者とも取引する飲食店のサイト上のリスト掲載順を引き下げるというものであり、日本の公正取引委員会が、事実上の確約により処理したみんなのペットオンライン調査終結（2018 年 5 月）及びエアビーアンドビー調査終結（同 10 月）とも問題の性質が共通している<sup>51</sup>。

#### （4）電子商取引法

上述(1)で紹介したようなネット通販、ネットビジネスの急速な発展にともない、これらの市場における消費者保護や不公正な取引の防止が重要な課題として認識されるようになった。これを受け、2018 年 8 月 31 日に制定・公布された電子商取引法（原文「電子商務法」、2019 年 1 月 1 日施行）は、電子商務事業者及び電子商務プラットフォーム事業者に対する新たな規制を導入した<sup>52</sup>。同法第 9 条第 1 項によれば、電子商務事業者は、インターネット等情報ネットワークを通じて商品販売又はサービス提供の事業活動に従事している自然人、法人及び非法人組織をいい、電子商務プラットフォーム事業者、プラットフォーム内事業者及び自らウェブサイト等を設置し、商品を販売し又はサービスを提供している電子商務事業者を含む。同第 2 項によれば、電子商務プラットフォーム事業者は、電子商務中、取引の双方当事者又は多数当事者のために、ネットワーク事業サイト、取引の仲介、情報発信等のサービスを提供し、取引の双方当事者又は多数当事者による独立の取引展開活動に供する法人又は非法人組織をいう。

まず、電子商務事業者は、商品・サービスに関する正確な情報開示等が義務付けられ、架空の取引やユーザー評価の捏造等の消費者誤認行為が禁止されるほか（第 17 条）、商品又はサービスを抱き合わせる場合は、明確な方法で消費者の注意を喚起しなければならず、商品又はサービスの抱

---

<sup>49</sup> プラットフォーム事業において見られる間接ネットワーク効果は、ある利用者グループの利用状況が他の利用者グループの利用状況に影響を与えることを指し、この影響が双方向的に働く場合もありうる。この事件に即して説明すれば、自社ネット出前サービスの消費者の利用が増えれば（又は減れば）、ネット出前出店者も増え（又は減り）（第 1 の間接ネットワーク効果）、さらにネット出前出店者が増えれば（又は減れば）、さらに利用者も増える（又は減る）といった双方向の間接ネットワーク効果が発生している可能性が指摘できる。

<sup>50</sup> 美团外卖の二選一、饿了麼による二選一道（排他条件がない場合、サイト上のリスト掲載順を低下）。「[独家！美团强制商家二选一后续：因不正当竞争被工商部门处罚 25 万元](#)」2019 年 3 月 27 日及び「[视频 美团外卖强制商家二选一 商户联系美团起衝突](#)」新浪財經綜合 2019 年 10 月 12 日。同様事例として、「[不正当竞争！美团强制商家二选一被工商部门处罚 25 万元](#)」觀察者網訊 2019 年 3 月 27 日。

<sup>51</sup> 公正取引委員会「[みんなのペットオンライン株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について](#)」（平成 30 年 5 月 23 日）及び「[エアビーアンドビー・アイルランド・ユー・シー及び Airbnb Japan 株式会社に対する独占禁止法違反被疑事件の処理について](#)」（平成 30 年 10 月 10 日）。

<sup>52</sup> [中華人民共和国電子商務法（2018 年 8 月 31 日第十三届全国人民代表大会常務委員会第五次會議通過）](#)、中華人民共和国主席令第七号（2018 年 8 月 31 日公布、2019 年 1 月 1 日施行）。

き合わせを黙認して同意する選択肢としてはならない（第 19 条）<sup>53</sup>。また、技術的優位性、ユーザー数、関連業界に対するコントロール能力及び他の事業者の当該電子商務事業者に対する取引上の依存度等の要因によって、市場で支配的地位を有する場合、市場支配的地位を濫用して、競争を排除し、又は制限することが禁止される（第 22 条）<sup>54</sup>。

以上のうち、第 19 条違反について、市場監督管理部門が期限を定めて是正を命じ、違法所得を没収し、5 万元以上 20 万元以下の行政制裁金に併せて処することができる、情状が嚴重な場合は、20 万元以上 50 万元以下の制裁金に併せて処するとの罰則規定が置かれているが、第 17 条や第 22 条には、特に罰則規定は設けられていない。第 85 条によれば、これら本法に固有の罰則規定が設けられていない禁止行為については、既存の反不正当竞争法や独禁法の規制により処理することになる<sup>55</sup>。その意味で、これらの罰則のない規定は、電子商務事業者に対し適用されるルールに関し注意を喚起する一種の確認規定乃至宣誓規定に過ぎず、独自の法規制を設けるものではないと理解することができる。他方で、例えば、第 22 条は、市場支配的地位の有無を検討する上での考慮要因の 1 つとして、ユーザー数を具体的に挙げており、当該言及が今後、独禁法の電子商取引分野における法運用に対し、一定の指針を与える可能性は十分にある。

次に、電子商務プラットフォーム事業者は、例えば、公開・公平・公正の原則を守り、プラットフォームサービス契約及び取引ルールを制定し、プラットフォームへの参入・退出、商品・サービスの品質の保証、消費者の権益保護、個人情報保護などの権利及び義務を明確にすることが義務付けられ（第 32 条）、サービス契約、取引ルール及び技術等の手段を利用して、プラットフォーム内事業者のプラットフォーム内の取引、取引価格及び他の事業者との取引等に対し、不合理な制限を行い、不合理な条件を附加し、又はプラットフォーム内事業者から不合理な費用を収受することが禁止される（第 35 条）<sup>56</sup>。

第 32 条違反には別途罰則規定はないが、第 35 条違反に対しては、市場監督管理部門が期限を定めて是正を命じ、違法所得を没収し、5 万元以上 50 万元以下の行政制裁金に併せて処すること

<sup>53</sup> 同条の中国語原文は次の通り。第十九条 电子商务经营者搭售商品或者服务，应当以显著方式提请消费者注意，不得将搭售商品或者服务作为默认同意的选项。

<sup>54</sup> 同条の中国語原文は次の通り。第二十二条 电子商务经营者因其技术优势、用户数量、对相关行业的控制能力以及其他经营者对该电子商务经营者在交易上的依赖程度等因素而具有市场支配地位的，不得滥用市场支配地位，排除、限制竞争。本規定は、常務委員会の一部メンバー、地方、部門及び社会公衆の提案を受け、2018 年 6 月段階で新規に増設されたもので、その時点と条文は同一である。[「全国人民代表大会憲法和法律委員會關於《中華人民共和國電子商務法（草案）》修改情況的匯報」（2018 年 6 月 19 日）](#) 六参照。

<sup>55</sup> 第 85 条の原文は次の通りである。第八十五条 电子商务经营者违反本法规定，销售的商品或者提供的服务不符合保障人身、财产安全的要求，实施虚假或者引人误解的商业宣传等不正当竞争行为，滥用市场支配地位，或者实施侵犯知识产权、侵害消费者权益等行为的，依照有关法律的规定处罚。

<sup>56</sup> 同条の中国語原文は次の通り。第三十五条 电子商务平台经营者不得利用服务协议、交易规则以及技术等手段，对平台内经营者在平台内的交易、交易价格以及与其他经营者的交易等进行不合理限制或者附加不合理条件，或者向平台内经营者收取不合理费用。同規定は、第 22 条同様、常務委員会の一部メンバー、地方、部門及び社会公衆の提案を受け、2018 年 6 月段階で改訂された条文と同一である。同上、六参照。常務委員会の一部メンバー、企業、専門家及び社会公衆の提案を受け修正された、2017 年 10 月段階の対応規定案は、以下の通り。电子商务平台经营者不得利用服务协议和交易规则等手段，对平台内经营者的交易、交易价格等进行不合理限制或者附加不合理交易条件，或者向平台内经营者收取不合理费用。[「全国人民代表大会法律委員會關於《中華人民共和國電子商務法（草案）》修改情況的匯報」（2017 年 10 月 31 日）](#) 五。最終制定版は、技術手段に明示的に言及している点、他の事業者との取引に対する不合理制限もカバーする点で、2017 年 10 月段階の規定案よりも、規制範囲が拡大している。

ができる、情状が嚴重な場合は、50 万元以上 200 万元以下の制裁金に併せて処するとの罰則規定が置かれている（第 82 条）。

第 35 条の不合理な制限や不合理な条件附加の禁止の部分は、独禁法の規制とも重複する規制といえるが、市場支配的地位や競争の排除又は制限効果の要件が存在しないため、優越的地位の濫用といった低いレベルで、より機動的に運用される可能性がある。さらに、同条の不合理な費用の収受の禁止は、日本独占禁止法における優越的地位の濫用規制、とりわけ同法第 2 条第 9 項に対応する規制と理解することもできる。(3)で紹介した反不正当竞争法改正において、優越的地位の濫用規制が一般的には導入されなかった一方で<sup>57</sup>、特に電子商務分野において導入された背景には、同分野においてプラットフォーム事業者が極めて強い立場にあり<sup>58</sup>、様々な濫用行為が行われているとの認識があったと考えられる。

とりわけ国有自動車企業等との共闘が可能な一般的な法規制案でなく、プラットフォーム事業者に限定された規制である本案では、規制受益者が電子商務事業者（ネット出品者）に限定される、特に大きな社会的関心を集める事件が発生していないといった条件下にもかかわらず、法的規制導入を拒絶することができていないことが注目される。また、インターネットプラスは、小規模な電子商務事業者が大手の電子商務プラットフォーム事業者等を活用して、新たなサービスを開発することの促進も狙っており<sup>59</sup>、本条の導入はそうした重点政策に沿ったものといえる。さらに、一般的な優越的地位の濫用規制については学説の反対が強かったが、プラットフォーム限定の優越的地位の濫用規制については、同時期に EU 等においても導入案が公表されていたため<sup>60</sup>、学説の多くも賛成に回ったと見られる。

#### 4. まとめと展望

本稿で得られた知見をまとめ、今後を展望すれば以下の通りである。

<sup>57</sup> この経緯については川島富士雄「第 5 章 中国における流通分野に関する規制～独占禁止法、反不正当竞争法及び電子商務法の最新動向～」国際貿易投資研究所編『[ITI 調査研究シリーズ No.87 紛争事例に見る主要国の流通市場変化と問題点](#)』（2019）65—67 頁。

<sup>58</sup> 本法起草をリードした全国人大財經經濟委員会副主任委員である尹中卿氏は、電子商務法の 8 つの特徴のうちの 5 点目として、消費者保護に重点を置き、電子商務事業者や電子プラットフォーム事業者の義務責任を加重することで、3 者間の合法権益のバランスの確保を図っている点を指摘する中で、電子商務主体のうち、消費者が最も弱く、その次が電子商務事業者であり、最も強いのがプラットフォーム事業者であることが、長年の実践により証明されているとの認識を示している（「亮点五：均衡保障买家、卖家、平台三者合法权益 多年来的实践证明，在电子商务主体中，最弱势的是消费者，其次是电商经营者，最强势的是平台经营者。《电子商务法》要求均衡保障电子商务三方主体的合法权益，适当加重了电子商务经营者，特别是第三方平台的责任义务，加大对电子商务消费者的保护力度。这种制度设计基于我国电子商务发展的实践，反映了中国特色，体现了中国智慧。」）。「[全国人大常委会办公厅新聞发布会](#)」[中国人大網](#)（2018 年 8 月 31 日）。

<sup>59</sup> 「[国务院關於積極推進“互聯網+”行動的指導意見](#)」国發〔2015〕40 号（2015 年 7 月 1 日成文、同 4 日発表）。藤田哲雄「[中国のインターネットプラス政策とその展開](#)」『環太平洋ビジネス情報 RIM』16 巻 63 号（2016）123 頁も参照。

<sup>60</sup> European Commission, Proposal for a REGULATION OF THE EUROPEAN PARLIAMENT AND OF THE COUNCIL on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services, 26.4.2018, [COM\(2018\) 238 final](#). この提案は、最終的に次の EU 規則の制定につながった。Regulation (EU) 2019/1150 of the European Parliament and of the Council of 20 June 2019 on promoting fairness and transparency for business users of online intermediation services, PE/56/2019/REV/1, [OJ L 186, 11.7.2019, p. 57-79](#).

第1に、上記3(1)で紹介した中国におけるネット二大帝国形成の現状は、プラットフォーム分野での勝者総取り (Winner takes all) のリスクを体現している。中国市場の状況は、データ市場での集中に加え、エコシステム間競争の観点も重要であることを示唆しており、日本におけるヤフー・LINE 統合計画 (ペイペイと LINE ペイも統合) 等の評価において、参照する価値がある。

第2に、実際にプラットフォーム事業者は市場シェアのわずかな低下にも神経質になる等 (上記3(3)の浙江省海塩市ネット出前事件)、間接ネットワーク効果やデータ集積のフィードバックを意識した行動をとっている。

第3に、上記3(2)で紹介したネット市場の動態性や新規参入の容易さを重視するテンセント事件最高人民法院判決を受け、従来、ネット通販等電子商取引での独禁法規制は不活発であった。

第4に、上記3(2)で紹介したように、中国の有力プラットフォーム事業者らは経営戦略として「二選一 (二者択一)」を恒常的に採用している。アリババによる二選一は京東の民事訴訟に発展している一方で、行政当局の規制の動きは鈍いままである。2019年に制定された市場支配的地位の濫用規制に関する暫定規定、2020年初に公表された独禁法改正案ともに、インターネット分野の市場を意識し、同市場における規制を活発化させる可能性のある規定が盛り込まれ、かつ行政当局幹部が具体的に規制の姿勢を示す等の動きが見られるが、今後、実際に法執行が行われるのか注目に値する。

第5に、上記3(3)及び(4)で紹介したように、独禁法の間隙を埋めるように、反不正当竞争法2017年改正法第12条 (技術手段による顧客選択妨害行為禁止)、2018年電子商取引法第35条等が導入された。両法違反に対する制裁金額が少額であるが、市場支配的地位や競争排除・制限効果の立証が不要であるため、より機動的規制展開が予想でき、実際にも前者を適用した事例はいくつかみられる。しかし、二選一慣行の横行は、これらの法規制導入後も止まる気配がなく、制裁金額が同違反行為のもたらす利益と比較して、あまりに小さすぎるとの批判の声も提起されている。

第6に、上記3(2)で紹介したように、企業結合規制は諸外国と同様、中国においても売上高基準の不適切さ、取引額基準の導入の必要性が認識されている。他方で、VIEの活用という中国独自の問題点も指摘されている。

第7に、一般的な優越的地位濫用規制は学説や事業者の反対に遭い2017年反不正当竞争法改正で不採用に終わった。他方で、2018年電子商取引法第35条が電子商務プラットフォーム事業者による不合理な費用の収受等を禁止するに至った。この規制が、日本の独禁法の優越的地位の濫用規制に相当する規制に発展するかどうか注目に値する<sup>61</sup>。

今後の展望の第1として、アリババ及びテンセントは強い政治的影響力が指摘されるが、ゲーム規制等では頻繁に規制対象となっている他、電子商取引法で特別規制の対象ともなった。従来、独禁法規制の対象から免れてきたのは政治的聖域故、裁判所や規制当局が「手心」を加えてきたからなのか、「偶然の結果」なのかは明らかではない。一方、アリババ及びテンセントは多数の独禁法

<sup>61</sup> 日本におけるデジタル・プラットフォーム事業者による出店者に対する優越的地位の濫用事例として、公正取引委員会によるアマゾン1%ポイント還元等に関する調査。公正取引委員会「[アマゾンジャパン合同会社によるポイントサービス利用規約の変更への対応について](#)」(平成31年4月11日)参照。

専門家をインハウスの弁護士又は研究者として抱える他、独禁法関係の会議のスポンサーとして頻繁に名前を連ねている<sup>62</sup>。これらの行動は、むしろ独禁法規制の刃が自らに向くことをおそれており、「不可触聖域」と自己認識していない故の行動にも見える<sup>63</sup>。

他方で第2に、上記の両グループの独禁法コミュニティへの食い込みは、すさまじいものがあり、執行当局も既に彼らに取り込まれている（キャプチャー）おそれすら感じさせる。当局者は現在、インターネット分野に対する規制が従来行われていない理由として、「新領域であるため研究中である」ことを挙げるのが慣例となっているが<sup>64</sup>、事実上、必要な規制を先延ばしする結果となっている懸念がある。反不正競争法及び電子商取引法による規制が有効でないことが明らかになる中、独禁法による規制が活発化するか注目される。

第3に、電子商取引に関する国際ルールの動きとしては、2019年12月に発効した「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定（CPTPP）」の第14章（電子商取引）や米国・メキシコ・カナダ（USMCA）協定（未発効）の第19章（デジタル貿易）に続くものとして、2020年1月21日、シンガポール、ニュージーランド及びチリが、デジタル貿易に関する新協定「デジタル経済パートナーシップ協定（the Digital Economy Partnership Agreement; DEPA）」交渉を実質的に終えた<sup>65</sup>。同協定には、金融機関と外部のシステムをつなぐアプリケーションプログラミングインタフェース（API）の開放を促進する規定等<sup>66</sup>、競争政策の観点から注目すべき規定が見られる。今後、中国におけるスマホ決済を含むフィンテックの発展状況も考慮に入れながら、国際ルールを設計することも重要な課題となる。

以上

---

<sup>62</sup> 筆者による中国現地調査を通じた知見。

<sup>63</sup> これらの行動は、最近の米国におけるGAFAらによるロビー活動の増加とも軌を一にするものと評価することもできる。「米IT5強のロビー活動費、5年で46%増」日本経済新聞2020年2月22日朝刊7頁。

<sup>64</sup> 前掲注(42)参照。

<sup>65</sup> “[Singapore Substantially Concludes Negotiations for Digital Economy Partnership Agreement with Chile and New Zealand.](#)” 21 January 2020.

<sup>66</sup> *Ibid.*, Annex C, para. 7.